

平成29年10月17日

堺 市

上下水道局本庁舎外1か所MCA無線機等新設工事の設計図書の訂正について（通知）

上下水道局本庁舎外1か所MCA無線機等新設工事の設計図書（仕様書）について、下記のとおり、一部訂正しますので、お知らせいたします。

現在、堺市入札情報公開システムに掲載されている書類は訂正済みですので、再度、ダウンロードしていただくか、お持ちの書類を訂正していただきますようお願いいたします。

なお、開札予定日時、入札書の提出期間の変更はありません。

ご迷惑をお掛けし、お詫び申し上げます。

#### 記

#### 1. 訂正箇所

- ・仕様書5ページ

##### 「2.1 工事費内訳書（積算内訳書）の作成について

入札参加業者は、入札時に電子調達システムの添付機能を利用して、対象項目について工事費内訳書（積算内訳書）を作成のうえ、提出すること。」

を追記

#### 2. 訂正内容

- ・別添「上下水道局本庁舎外1か所MCA無線機等新設工事 工事費内訳書（積算内訳書）の作成について」のとおり

#### 17 建設業退職金共済制度（建設現場労働者に対する共済制度）

- (1) 受注者は、建設業退職金共済制度に基づき、工事契約締結後1ヶ月以内に「建設業退職金共済組合掛金収納書」（以下「収納書」という。）を提出するとともに、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識（シール）を現場事務所及び工事現場の出入口等、労働者の見やすい場所に掲示しなければならない。
- (2) 受注者は、工事完成後速やかに「建設業退職金共済証紙受払簿」を監督員に提出しなければならない。また、提出した書類の写しを保管しておくこと。なお、「建設業退職金共済証紙受払簿」の様式及び記載方法については、建設業退職金共済事業本部のホームページ（<http://www.kentaikyotaisyokukin.go.jp/index.html>）、建設業退職金共済事業本部が発行する「建設業退職金共済制度事務処理の手引き」等を参照すること。
- (3) 受注者は、下請業者等も含めて、共済証紙を購入しない場合、その理由を収納書に記載するとともに、下請業者等から「建設業退職金共済証紙交付辞退届」を受領し、収納書とあわせて監督員に提出しなければならない。
- (4) 受注者は、監督員から共済証紙の購入状況等を把握するために確認を求められた場合には、共済証紙の受払簿、その他関係資料を提示しなければならない。

#### 18 アスベストについて

機器を取り付ける壁面等にアスベストを含んでいる可能性があるため、アスベストの有無を調査し監督員へ報告すること。アスベストを含んでいることが判明した場合、処分方法等について監督員と協議を行うこと。

#### 19 電力料金・無線利用料

本設備に対するMCA利用料・電波利用料については、検査合格引き渡しまでの間、受注者にて負担するものとする。

#### 20 技術指導等

受注者は、本設備の運用に必要な説明書を作成し、発注者に対し十分な技術・運用指導を行うものとする。

#### 21 工事費内訳書（積算内訳書）の作成について

入札参加業者は、入札時に電子調達システムの添付機能を利用して、対象項目について工事費内訳書（積算内訳書）を作成のうえ、提出すること。

業者各位

危機管理課

上下水道局本庁舎外1か所MCA無線機等新設工事  
工事費内訳書(積算内訳書)の作成について

入札参加業者は、入札時に電子調達システムの添付機能を利用して、下記の工事費内訳書(積算内訳書)を提出してください。

\* : 金入れ対象項目

種目別

直接工事費  
・電気設備工事

*	上下水道局
*	本庁
*	
*	
*	
*	
*	
*	
*	
*	

共通費

*	共通仮設費
*	現場管理費
*	一般管理費等